

○総務省告示第三百九十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

平成二十五年十月十一日

総務大臣 新藤 義孝

第4の表に次のように加える。

2625MHz を超え2645MHz 以下